

2022年4月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 消費者問題 その4  
高齢者のトラブル・若者のトラブル
- 債権差押命令が来た時の対処方法  
について

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 97



エバー総合法律事務所

# 消費者問題 その4

## 高齢者のトラブル・若者のトラブル

このエバーニュースも、100号まで残すところあと3回となりました。これまでいろいろな話題を取り上げてきましたが、今回は、国民生活センターのWEBから、最近の注意として取り上げられている高齢者のトラブル、若者のトラブルを取り上げたいと思います。

### 1 高齢者のトラブル

全国の消費生活センター等に、「強引に勧誘され、安価で自宅を売却する契約をしてしまった」「解約したいと申し出たら違約金を請求された」「自宅を売却し、家賃を払ってそのまま自宅に住み続けることができる」といわれ契約したが、解約したい」といった、自宅の売却に関する相談が寄せられているとのこと。

所有する自宅を不動産業者に売却した場合には、クーリング・オフはできません。

高齢者であると、賃借物件を探してもなかなか見つからないなど、生活の場の確保に困ってしまうことがありますので、不動産の売却について慎重に考える必要があります。もし生活資金に困って売却をお考えであれば、リバースモーゲージといって自宅を担保に住み続けながら借入をし、亡くなった後に自宅を売却して返済するという金融商品もあります。

往々にしてあるのは、営業マンを信頼して、契約書を良く読まずに契約してしまうということです。この点は改めて契約に対する重要性を再認識していただくことが必要です。契約当日に契約書を示されるのではなく、事前に契約書を示してもらい、違約金など契約条件を確認し、分かりにくければ弁護士など法律家に相談しながら進めてください。

もし、契約の仕方、契約内容をきちんと説明をしなかったり、長時間居座ったり、契約を拒否すると高額な手数料などを理由に契約を迫るなどの問題がある場合には、消費者契約法によって契約を取消することができる場合もあるので、お早目に弁護士に相談してください。契約したからもうだめとあきらめる必要はありません。

### 2 若者のトラブル

引越直後に訪問してきた業者から、管理会社と関連があるかのような説明を受け契約したがウソだった」などといった引越直後の消費者を狙った訪問販売に関するトラブルが全国の消費生活センター等に寄せられていて、新生活が始まることの多い3、4月は特に注意するようにと呼び掛ける内容の話題が、消費生活センターのWEBにありました。

このような詐欺まがいの営業活動は、ほかの商品などでもありがちですが、関係を偽るだけでは直ちに詐欺とはいえません。

基本的には、訪問しての営業や販売についてはクーリング・オフの適用があります。ですから、業者から訪問を受けて契約した場合に、特定商取引法に定める書面を受取った日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件での契約解除、申込の撤回）をすることができます。そのような書面を受け取っていないけれども解除ができますので、書面がないことで解除をあきらめる必要はありません。クーリング・オフの方法についてはこのニュースで何回か取り上げていますが（バックナンバーはホームページに掲載しています）、契約内容と、その契約について解除（クーリング・オフでもよいです）をするという記載をして文書で郵送（できれば内容証明と配達証明をつけてください。）してください。なお、令和3年にメールでの通知を可能とする法律改正がされましたが、令和4年2月27日時点において、施行日が確認できませんので当面文書による通知をお願いします。

セールストークが悪質であれば消費者契約法による取消など可能な場合もありますので、あきらめずにご相談ください。

令和4年4月1日から18歳以上が成人になり、18歳から20歳未満の方にこれまでのような未成年者取消権がなくなるので慎重に契約を行う必要があります。「契約」行為の重要性を改めて確認する必要があるでしょう。お悩み場合にはご相談ください。

無料相談会  
のご案内

2022年4月19日火曜日、4月27日水曜日、5月10日火曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 債権差押命令が来た時の 対処方法について

過去にVol.13で同じテーマで説明をしておりますが、その後民事執行法に改正があった点もありますので、改めて説明をしたいと思います。

## 1 債権差押命令とは

債権差押命令とは、例えば、従業員の債権者からの申立に基づいて、裁判所が給料などの債権（債権者から見れば従業員が会社に対して有する請求権、「債権」と言います）について差押えを命ずる決定を出した場合の、その決定のことを指します。この差押命令に記載されているように、差し押さえられた部分は、従業員の方に支払うことはできません。もし差し押さえられた部分を従業員に支払ったとしても、債権者からの差押部分の取立に対し、支払を理由に拒否することはできず、改めて債権者にその部分を支払わなければなりません。二重払いになる部分は従業員から返却してもらわなければなりません。

このように基本的な処理を誤るとその後の処理も面倒になるので、差押命令が来た時には是非弁護士など法律家にご相談いただきたいと思います。取引債権に対する債権の差押えもありますが、以下のように差押範囲が変わるという点からも、今回は、従業員方の給料に差押命令が来た場合を想定して説明をしたいと思います。

## 2 想定される場合について

通常の生活で従業員の方が法律トラブルに関わる場合としては、生活費や家を購入する際に借入れをして延滞に陥る場合や、家庭問題である離婚に関連して養育費や婚姻費用の支払を求められる場合が多いといえます。そこで給料が差押をされる場合について大きく分けると①借金（サラ金や住宅ローンなど）のために判決や公正証書に基づいて差押をされた場合、②養育費や婚姻費用の支払のために判決（審判も含む）や公正証書に基づいて差押をされた場合、を想定できます。

この二つの場合の相違点としては、差押えの範囲が異なることがあります。

①の場合、原則として従業員の「給料」の4分の1（月給で44万円を超える場合には、33万円を除いた金

額）を差し押さえることができます。差押部分については差押命令にも記載されていますが、通常、基本給や手当（通常交通費は除かれます）の合計から税金や社会保険料を控除したものの4分の1ということになります。なお、請求債権額が、例えば400万円と記載されている場合には、給料からの差押部分を継続して加え、合計額が400万円に至るまで差押の効果が続くこととなりますのでご注意ください。

一方②の場合には、差押範囲が上記の4分の1と異なり、原則として2分の1に相当する部分までを差押えることができます。これも未払分に限らず、将来支払われる予定の、まだ支払日が出ていない分（将来分）についても差押えをすることができます。ですから、この場合も差押が継続することについてはご注意ください。

## 3 支払い方など対処方法について

差し押さえられた部分は債権者に支払わなければなりません。債務者（上記の場合でいうと従業員）にも差押命令は送達されますので、債務者に送達されてから1週間後に取立ができることとなります。この点については民事執行法の改正の際に、上記の①の場合は4週間を経過してからとなり、異なりますのでこの点もご注意ください。

もし、既に他の債権者から給料が差し押さえられるなど二重に差押を受けている場合には、どちらかの債権者にも直接支払うことはできず、法務局に供託といって差押部分を預ける手続を行わなければなりません。この場合は裁判所が配当をします。供託した場合には、必ず裁判所に事情届といって供託した旨を報告する必要があります。また差押をされた時点でも裁判所に他の差押があるかないか、給料はいくらかなどの情報について、裁判所と債権者に通知することが必要です（それらの書類はすべて差押命令と一緒に送付されます）。二重差押がなければ、取立債権者と協議して、支払方法について決めてください。なお、供託手続は、二重差押がなくても行うことができます。判断に困ったらご相談ください。



# 料金 のご案内

## 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3,300円
1時間	5,500円

予約電話番号 **043-225-3041**

## 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

## 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニューズバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所 のご案内



〒260 - 0013 千葉市中央区中央4 -12 -1 KA中央ビル4階

## エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

### 業務時間

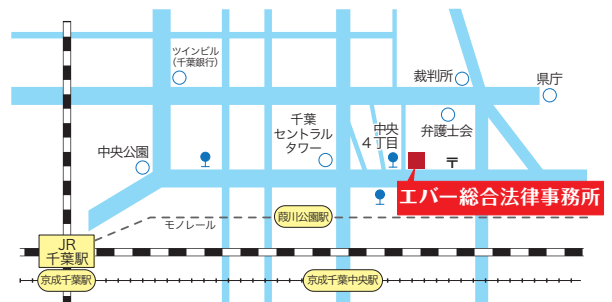
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。